

# 公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会

## 入会及び退会規程

(目的)

**第1条** この規程は、定款第6条の規程に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関して、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

**第2条** この法人の社員会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項のうち、社員会員の入会申し込みに対しては、別に定める基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

**第3条** 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

**第4条** 入会金及び会費の金額及び納期は、定款第7条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒については、理事会の承認を得て手続きを行う。

(退会事由及び手続き)

**第5条** 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第8条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失

した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

**第6条** 前条の規程により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を期した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払ない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年1月4日から施行する。